アパマート24サポート　規約

第１章　総則

第１条　（規約）

１．この規約は、有限会社イワクラｊｐ（以下「当社」といいます。）が提供する「アパマート２４サポート（以下「本サービス」といいます。）を、第２条所定の会員が利用するにあたって適用されます。

２．当社は、ウェブサイト又は書面その他所定の方法により、変更内容を通知又は公表する措置を講じ、当該措置より合理的期間が経過した後に、本契約の内容を変更することができます。ただし、会員の利益を著しく害すると判断される場合にはこの限りではありません。

３．本サービスは「時間外受け付けサービス」および「すまいレスキュー保険C」により構成され、それらの提供会社は以下のとおりです。

①「時間外受け付けサービス」サービス提供会社　株式会社シード・コーポレーション

②「すまいレスキュー保険C」引受保険会社　レスキュー損害保険株式会社（以下「引受保険会社」といいます。）

第２条　（会員）

１．会員とは、当社が媒介または仲介した不動産（以下「対象物件」といいます。）についての賃貸借契約を締結し入居手続を行った後、本規約に同意のうえ、本サービスの入会申込手続を完了し、かつ当社が本サービスへの入会を認めた者をいいます。会員が当社より業として対象物件を賃借した場合もしくは当社が本サービスの提供ができない住所地に対象物件が所在する場合には、ご入会いただけません。

２．会員は、本サービスの入会申込手続をした時点で、この規約の内容を承諾しているものとみなします。

３．対象物件の賃借人自身が対象物件に居住されない場合は、対象物件の賃借人の承諾を条件として、対象物件に居住される方（以下「居住者」といいます。）は本サービスの入会申込手続を行うことができます。この場合、対象物件の賃借人は、本規約の内容を十分理解するものとし、会員となる居住者にその内容を理解させ、居住者に対し規約に従った行動を行うよう適切な指導監督を行うものとします。

第３条　（譲渡禁止等）

会員は、本サービスに関する権利の全部または一部について、第三者に譲渡、売買、質権の設定その他の担保に供する等の行為はできないものとします。

第４条　（利用者）

１．本サービスは、会員とその同居家族のみが利用（以下「利用者」といいます。）することができます。ただし、在宅確認サポートのサービスについては会員本人のみ利用することができます。また、会員の住所が当社の登録住所と異なる場合には利用することはできません。

２．本サービスを利用する場合、原則として、運転免許証等の公的機関が発行した身分証明書による本人確認が必要となります。

第５条　（会費、本サービスの失効）

１．本サービスの月額会費は、1,760円（税込）といたします。なお、月額会費は「入居者補償制度（保険）」の保険料相当額410円を含みます。「入居者補償制度（保険）」につきましては、本規約の第2章をご確認ください。

２．会員は、毎月一定の期日までに次月分の会費を、当社指定の方法で支払うものとします。

３．会員が会費の支払を怠った場合、滞納期間中は本サービスの提供を受けることはできません。会員が２ヶ月分の会費を滞納した場合には、本サービスは自動的に失効し、会員資格を喪失するものとします。なお、支払済の会費は、退会、会員資格の取消、その他理由のいかんを問わず、返金しないものとします。

第６条　（利用・更新可能期間）

１．本サービスの利用及び更新可能期間は、対象物件の入居日から退去日までとします。

２．会費お支払後に退去となった場合、本サービスのご利用可能期間は退去日までとなります。その場合であっても、日割りでの会費の返金は行いません。予めご了承ください。

第７条　（変更の届出）

１．会員は、連絡先等当社への届出内容に変更があった場合には、当社に所定の方法で速やかに変更の届出をするものとします。

２．前項の届出がなかったことで会員が不利益を被ったとしても、当社は一切その責任を負わないものとします。また、前項の届出による変更後の賃貸物件の所在地によっては、会員が本サービスを受けられない場合があることを会員は予め承諾するものとします。

第８条　（会員資格の取消）

会員が以下のいずれかの事由に該当した場合は、会員としての資格を喪失するものとし、当社は即時に本サービスの提供を停止いたします。

（１）不正な行為があった場合

（２）本サービスを規約外の内容で利用しようとした場合

（３）本サービス利用時において、当社または業務提携先に対して、電話を長時間かけ続ける、必要以上に頻繁にかける等の行為を行い、当社及び業務提携先の業務を妨害し、または業務に支障を与えた場合

（４）会員の対応、態度、行動等から判断し、当社が適正に本サービスを提供することが困難であると判断した場合

（５）本サービスを行う際に、当社または業務提携先の社員及び第三者の生命、身体、財産その他の権利利益が侵害された場合

（６）暴言・暴力やセクシャルハラスメントなど、サービススタッフの人格などを傷つける行為や言動があったとき、または、あったと当社が認めた場合

（７）会員、もしくは本サービスの利用者が暴力団、カルト的宗教団体、反社会的勢力またはこれらに準ずるものの構成員、または準構成員であることが判明した場合

（８）会員が２ヶ月分の会費を滞納した場合

（９）当社及びその関係者等に著しい迷惑や損害を与えた場合

（10）その他当社が会員として相応しくないと判断するに至る正当な理由がある場合

第９条　（個人情報）

１．当社は本サービスの運営において知り得た会員もしくは利用者等（以下、「会員等」といいます）の個人情報について、個人情報保護法等の法令を厳守し、かつ善良な管理者の注意義務をもって管理するものとします。なお、取得した個人情報は、下記の利用目的に使用します。

（１）会員等より依頼を受けた各種サービスを提供するため

（２）会員等に対して当社及び当社の業務提携先の各種営業情報及び販促品等を提供するため

（３）（１）における各種サービスの提供後に、メンテナンス、アンケート、その他の事由により改めて会員等と接触する必要が生じた場合

（４）会員等から頂いたご意見、ご要望にお答えするため

２．次に掲げる場合、前項の目的の範囲外であっても会員等の個人情報を利用し、または第三者に提供する場合があります。

（１）会員等が同意している場合

（２）個人情報保護法及びその他法令などにより必要と判断された場合

３．当社は、第１項の目的のため、会員等の個人情報を業務提携先等と共同で利用する場合があります。

第１０条　（免責）

１．当社は本サービスの利用により発生した会員または第三者に生じた損害（他者との間で生じたトラブルに起因する損害を含みます。）及び本サービスを利用できなかったことにより会員または第三者に生じた損害について、故意または重大な過失がない限り、損害賠償等いかなる責任も負わないものとします。

２．当社は、以下に掲げる事由その他やむを得ない事由によりサービスの提供をお断りする場合があります。

（１）不正な行為があった場合または不正な行為を行うおそれがある場合

（２）本サービスを規約外の内容で利用しようとした場合（当該物件に関し会員との賃貸借契約の範囲外についての本サービスの提供を含む）

（３）本サービス利用時において、当社または業務提携先に対して、電話を長時間かけ続ける、必要以上に頻繁にかける等の行為を行い、当社及び業務提携先の業務を妨害し、または業務に支障を与えた場合

（４）利用者の対応、態度、行動等から判断し、当社が適切に本サービスを提供することが困難であると判断した場合

（５）本サービスを行う際に、当社または業務提携先の社員及び第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を侵害するおそれがあると判断した場合

（６）暴言・暴力やセクシャルハラスメントなど、サービススタッフの人格などを傷つける行為や言動があったとき、または、あったと当社が認めた場合

（７）会員、もしくは本サービスの利用者が暴力団、カルト的宗教団体、反社会的勢力またはこれらに準ずるものの構成員、または準構成員であることが判明した場合

（８）天災地変等の災害により対象物件への到着が困難であると判断した場合もしくは当社のコールセンターにおいて会員からの受電が困難な場合

（９）会員の住所が離島・島嶼・山間部その他当社のサービス提供が困難な地域に変更になった場合

（10）その他当社が会員として相応しくないと判断するに至る正当な理由がある場合

第１１条（反社会的勢力の排除）

１．会員は、第１号に該当する事由がなく、また第２号に該当する行為を行わないことを表明し、また将来にわたっても該当せず、また行わないことを確約するものとします。

（１）会員が、暴力団員、暴力団員でなくなったときから５年を経過しない者、暴力団準構成員、総会屋等、社会運動標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、「暴力団員等」といいます。）であること、または次のいずれかに該当すること

①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

（２）会員が、自らまたは第三者を利用して行う次のいずれかに該当する行為

①暴力的な要求行為

②法的な責任を超えた要求行為

③本サービスに関し、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

④風説を流布し、偽計を用いまたたはは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為

⑤その他前各号に準ずる行為

２．当社は会員が前項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、会員規約に基づく本サービスの利用を停止することができるものとします。その場合に当社に生じた損害は会員がすべて賠償するものとし、会員に生じた損害は、当社は一切その責任を負いません。

第２章　「入居者補償制度（保険）」

第１２条（内容）

１．入居者補償制度（以下「本制度」といいます。）は、火災等により家財に損害が生じた場合や賠償責任（不注意による失火、階下への漏水事故等）を負担した場合等に、会員又は居住者に対して補償を提供することを目的とします。

２．本制度は当社が保険契約者となり、引受保険会社との間で締結した損害保険契約に基づきます。会員は、当該保険契約の被保険者（保険金受取人）となり、会費に含まれる保険料相当額を負担します。ただし、会員が居住者でない場合、居住者が当該保険契約の被保険者となります。

３．本制度の保険契約は本規約に同意することをもってお客様の意向を把握・確認したものとして、自動で付帯されます。

４．本制度の補償は、会員規約に定める場合のほか、当社の賃貸人もしくは賃貸人代理の地位が他に移転した場合、または前項の保険契約が終了した場合に終了します。本制度の補償内容、保険金額（保険料率）に変更が生じた場合は、引受保険会社の運営するホームページ上等で告知します。

５．本制度の損害保険契約の概要は下記の記載事項の通りです。

＜記載事項＞　引受保険会社：レスキュー損害保険株式会社
保険種類：すまいレスキュー保険C
損害保険の補償内容および補償額、個人情報の取扱い等：パンフレットの通り

2022年10月1日　制定